

内部統制の進化とコーポレートガバナンス

——比較制度分析からのアプローチ——

佐久間 義浩

I はじめに

2001年，アメリカでも有数の大企業であるエンロン社が，2002年にはワールド・コム社等の大会社が次々と経営破綻した。このような一連の倒産の主たる原因として，経営者による企業不正を看過した内部統制の問題や外部監査の機能不全等があげられる。このような諸要因に対し，Sarbanes-Oxley Act of 2002（以下，SOX法という）が施行され，制度改革への期待が高まっている。SOX法の目的は，健全なコーポレートガバナンスの構築であり，本法や関連法規に基づいて様々な改革が行われている¹⁾。たとえば，不正を看過した内部統制の脆弱性に対して，経営者へ内部統制報告書の提出を義務付けるとともに，その報告書の中で，内部統制構築に関する経営者の責任について記載することを求めている（SOX法第404条）。これは，コーポレートガバナンス構築における内部統制の役割に対する期待のあらわれであるといえる。

しかし，そもそもマネジメントコントロールのひとつにすぎない内部統制が，はたしてコーポレートガバナンス構築のツールとなりうるかという問題がある。また，いかにして内部統制の機能の変容が生じたかについても疑問となるところである。それにもかかわらず，SOX法の制定前後に多数みられる議論では，内部統制とコーポレートガバナンスとの結びつきについて当然のものとし，両者の密接な関係を前提として検討されているものが多数を占めているように思

1) 詳細については，佐久間 [2005] 参照。

われる。そのため、両者がどのような関係にあるかについて改めて考察する必要があるのではないかと考える。

そこで本稿では、比較制度分析のアプローチ（青木・奥野 [1996], Aoki [2001]）を用いて、内部統制の起源までさかのぼり、進化の要因およびプロセスの検証を行う。そもそもマネジメントコントロールの一手段にすぎなかった内部統制が、「企業経営を支えるインフラの1つ」（鳥羽 [2005] 17ページ）としてどのように発展し、いかにコーポレートガバナンス構築へのツールとして進化していったかについて考察する。

本稿の構成は以下のとおりである。第Ⅱ節では、内部統制の進化について、内部牽制から、American Institute of Certified Public Accountants（以下、AICPA という）、the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission（以下、COSO という）[2004] で提示された、「全社的リスク管理統合フレームワーク」（Enterprise Risk Management-Integrated Framework：以下、ERM という）までの歴史的経緯を辿る。その歴史的事実をふまえて、比較制度分析のアプローチを用いて進化の要因とプロセスについて検討する。続く第Ⅲ節では、SOX 法でも議論および改革の中心となったコーポレートガバナンスと内部統制の関連について、先行研究のレビューを中心に考察する。最後に、第Ⅳ節で本稿をまとめる。

II 内部統制の進化

相次ぐ企業不正が明るみに出るたびに、不正企業における内部統制の機能不全が露呈され、多くの議論を巻き起こしている。そこで、本節では、内部統制とはいかなるものかを考える上で、その起源ともいわれる内部牽制から、AICPA [1992], [1994] およびその発展形といわれる AICPA [2004] にいたるまでの歴史的変遷について米国を中心として検討を行う。特に、本節の後半では、比較制度分析の視点から、その進化の契機およびプロセスに関して検討を試みたい。

1 内的要因による進化～1970年代以前

内部統制の起源について確かなことはいえない (Root [1998] p. 55) が、内部統制の原初形態であり (森 [2000] 122-124ページ)、中心的な機能は、内部牽制 (Internal Check) である (鳥羽 [2005] 2, 76ページ)。そもそも内部牽制とは、「一つの仕事を一人の独断専行に委せず、2人以上の者に分担せしめ相互の照合により、おのずから不正過失を発見防止する仕組み」(岩田 [1954] 349ページ) であると定義される。このように、本来、内部牽制は会計システムに限ったものではなく (岩田 [1954] 349-350ページ)、一般的なチェックシステムであった。その機能は、不正や誤謬を発見防止し、これらの不当行為から資産の保全を目的とするものである (Lenhart and Defiese [1957] p. 55)。

しかし、企業の規模が拡大し、経営が拡張されるにつれ、会計統制の一部に内部牽制を組み込むようになる (森 [2000] 122ページ)。このような内部統制の形態は「内部会計統制 (Internal Accounting Control)」と呼ばれている。会計統制とは、実際の在高と帳簿残高を照合し、一致の有無を確かめることによって、過不足がある場合にはその原因を究明して帳簿を訂正し、計算を事実に合わせてとともに、担当者にその責任を追及することによって、資産の保全を図ることをいう (岩田 [1954] 352, 362-376ページ)。そして、この会計統制を有効なものとするため、内部牽制の機能を生かし、事務手続き上で分業の原理を利用して、人間の注意力による相互チェックを行ったのである。したがって、この時期における内部統制は、従前の資産保全の手段としての機能に加えて、正確な会計記録保持のための手段 (Lenhart and Defiese [1957] p. 55) としても機能していたといえる。

このように、従業員不正・誤謬の摘発防止を目的とした内部牽制が、企業規模の拡大・組織の複雑化に適應するため、会計システムに組み込まれ、「企業目的の達成の確保を目的とする内部統制の出発点」(森 [2000] 124ページ) となった。

その後、内部統制は、従来の会計業務に加えて、会計業務以外の業務をも対

象とした「内部経営統制 (Internal Administrative Control)」へと拡大した。このような内部経営統制は、業務の効率性を促進させ、経営方針を規定するための組織の計画や事業に用いられる方法と評価をコーディネートしたすべてを含んだ統制と定義される (Lenhart and Defiense [1957] p. 54)。すなわち、これまでの内部統制が、計画と統制を密接に結びつける内部統制へと進化したと考えられる。このような変化は、企業の大規模化に伴う経営組織及び経営管理の発展による直接的監督の困難化に対応したものであり、広範囲な企業目的の達成を確保するためであった (森 [2000] 125ページ)。

以上までに考察した内部統制は、マネジメントコントロール (場合によっては、タスクコントロール) の機能を主たる機能として内在しているといえる。ここで、マネジメントコントロールとは、「マネージャーが組織の戦略を実行するために、組織の他のメンバーに影響を与えるプロセス」 (Anthony and Govindarajan [2001] p. 6) をいう。同様に、タスクコントロールとは、「特定のタスクが効率的・有効的に実行されるかを保証するプロセス」と定義される (Anthony and Govindarajan [2001] p. 10)。上記2つの定義からも、これまで考察してきた内部統制の機能は、Anthony and Govindarajan [2001] における、コントロールの機能を有した統制システムであり、経営者のためのコントロールツールといえるであろう。本稿では、この時期までの内部統制をマネジメントコントロールとしての内部統制²⁾と呼ぶこととする。

2 外的要因による進化～1970年代以降

ここまで考察したように、企業ごとに独自に発展してきた内部統制も、その後、多くの外部環境からの脅威により、マネジメントコントロールのツールとしての機能に加えて新たな機能を模索することになる³⁾。

2) マネジメントコントロールとしての内部統制と外部監査との詳細な関係については、日下部 [1975] 216-234ページ、高田 [1979] 150-156ページ、脇田 [1996] 120-126ページ他参照。

3) 以降における歴史的経緯の詳細については、八田 [2003]、佐久間 [2006] 参照。

1960年代後半になると、企業の不正あるいは粉飾事件（たとえば、コンチネンタル・ベンディング事件やナショナル・スチューデント・マーケティング事件）が頻発し、また1970年代に入っても、ペン・セントラル社事件やエクイティ・ファンディング事件に代表される粉飾事件の勃発、そして、1972年に始まるウォーターゲート事件やベトナム戦争での敗北等をつうじて、市民レベルからの批判が高まり、企業の内部管理体制の在り方に関して見直しを迫る機会が訪れた（山浦 [2001] 81, 92ページ）。

このような社会情勢に対し、AICPA は、1974年、「監査人の責任委員会」（通称、コーエン委員会）を組織し、AICPA [1978] を公表するなどの対応を図った。同時期には、海外不正支払防止法（Foreign Corrupt Practices Act of 1977）が施行され、経営者が確立・維持しなければならない内部統制領域のうち「内部会計統制」が法定化された。

1980年代には、アメリカにおけるバブル経済の破綻を通じて、さまざまな企業の倒産および不祥事が新たに明るみになった（たとえば、S&Lなどの金融機関等）。これらの企業不祥事は、概して内部統制の機能不全等が原因とみられていた。このような事態に対処するため、AICPA は、アメリカ会計学会、内部監査人協会、財務担当経営者協会、全米会計人協会からなるトレッドウェイ委員会を発足させた（AICPA [1987] p. 1）。その後、この委員会の検討結果は、AICPA [1987] として公表され、財務報告における内部統制の重要性を関係者に再認識させるものとなった。また、報告書は、海外不正支払防止法によって、内部会計統制の確立が義務づけられたにもかかわらず、不正な財務報告が後を絶たないことを調査している（AICPA [1987] pp. 17-29）。調査された不正な財務報告には、経営者による内部会計統制への不当な関与や内部会計統制の範囲を超えた不正が含まれていた。そのため報告書は、内部会計統制よりも広範囲な内部統制構築の必要性を勧告している（AICPA [1987] pp. 33-34）。しかし、これまでの議論における内部統制が意味するところは人によって異なり、そのことに起因して内部統制についての共通の理解を妨げる原

困となっていた。そこで関係者の認識・理解を高めるため、関係者間で共有できる「内部統制の定義ないし枠組み」を検討する必要性が生じた。

そこで、上記の AICPA [1987] の勧告を受け、トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission) が設置された。この委員会において行われた内部統制に関する総合的な研究結果は、AICPA [1992], [1994] (通称: COSO レポート) として公表された。AICPA [1992], [1994] は、内部統制に関する様々な考え方を1つのフレームワークに統合し、その基で内部統制に共通の定義⁴⁾を与えるとともに、内部統制を構成する要素を明らかにした (AICPA [1992] p. 9)。また、内部統制の目的に関連づけた内部統制の評価を可能にする具体的なフレームワークも明らかにしたことにより、主要各国の企業社会で受け入れられるようになった (鳥羽 [2005] 4-5ページ)。しかし、経営者の行うことすべてが内部統制に含まれているわけではない。たとえば、戦略的経営計画、事業体レベルの目的設定、リスク管理等については、内部統制の構成要素とみなされていなかった。

このような AICPA [1992], [1994] におけるフレームワークは、これまでの内部統制 (たとえば、American Institute of Accountants における定義)⁵⁾ と、いくつかの点で相違する。第1に、AICPA [1992], [1994] においては、内部統制を「事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行されるプロセス」と定義しているように、「プロセス」と捉えている。第2に、取締役会や経営者に言及することによって、コーポレートガバナンスとの接点を確保している。すなわち、内部統制の一部として経営者等を認識している。このような考えは、従前における内部統制概念において、内部統制の範疇には

4) ここでの定義とは、「業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守という3つの目的に分けられる目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行されるプロセス」である (AICPA [1992] p. 10)。

5) 内部統制とは、「企業の資産を保全し、会計記録の正確性と信頼性を保証し、経営機能を高め、そして、経営者の定めた諸方針の遵守を促進するために、企業内部において設定された、組織、計画、手続、調整のための方法や手段を総称するもの」と定義している (American Institute of Accountants [1949])。

経営者が含まれていなかった点との大きな違いであるといえる。第3に、統制目的として、新たに「関連法規の遵守」を加えた点があげられる。最後に、COSO フレームワークにおいて、内部統制の構成要素⁶⁾を明示し、それらの構成要素が内部統制の有効性を評価する具体的な規準である点もあげられる。

この概念は、2002年に制定されたSOX法においても重要な位置を占めている。すなわち、同法の第404条および関連のSEC規則では、経営者による内部統制の構築・維持や内部統制報告書の作成を義務づけ、かつ同報告書の信頼性確保のための公認会計士による保証を法定化している。

その後、2004年9月には、COSOより新たにERM⁷⁾が公表された。ERMは、COSOフレームワークを尊重しながら、リスクマネジメントへの応用を提示したものである。このAICPA [2004]は、リスクを有効に識別、評価・管理するためのフレームワークに対する要求が高まってきたことに対応したものである。この内部統制は、上記COSOの内部統制のフレームワークに代わるものではなく、むしろそれを取り込む形で成立している⁸⁾。これまでに進化した内部統制を、本稿では、コーポレートガバナンスとしての内部統制と呼び、それまでのマネジメントコントロールのための内部統制と区別することとする。

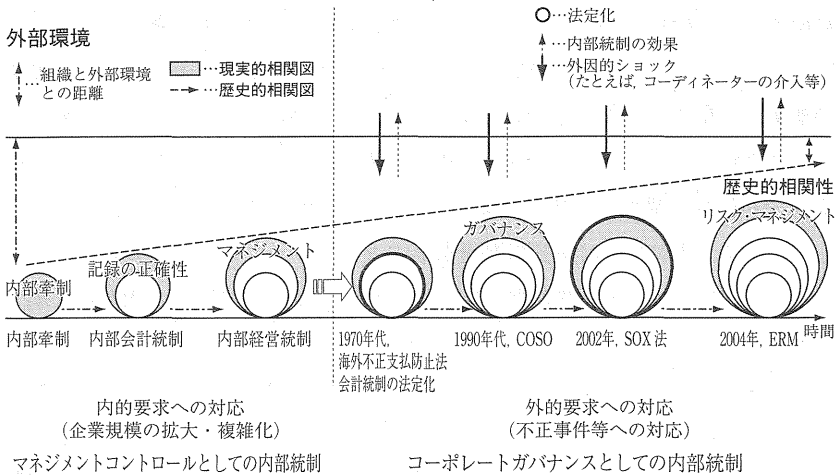
以上までの考察で、内部統制は時代の必要に応じて変化してきたことが明らかとなった。すなわち、内部牽制から内部統制へ、そして内部統制自体もマネジメントの機能を包含し、経営者をも対象に加えたコーポレートガバナンスの構築にも関連した内部統制へと拡張した。そして現在では、全社リスクを考

6) 内部統制の構成要素は、統制環境、リスクの評価、統制活動、情報と伝達、監視活動の5つである。

7) ERMとは、事業体の目的達成に合理的な保証を与えるために、事業体の取締役会、経営者等によって実施され、戦略の策定時および企業全体に渡って適用され、事業体に影響を与える可能性のある潜在的な事象を識別するとともに、事業体のリスク選好の範囲内にリスクを管理するために設計されたプロセスである(AICPA [2004] p. 2)。詳細については、佐久間 [2006] 参照。

8) AICPA [1992]との明確な違いは、AICPA [2004]では、事業体が達成すべき目的として戦略、業務、報告およびコンプライアンスという4つが示されている。また、内部統制の構成要素としては8つの要素(① 統制環境、② 目標の設定、③ 事象の識別、④ リスクの評価、⑤ リスクへの対応、⑥ 統制活動、⑦ 情報と伝達、⑧ 監視活動)を提示している(AICPA [2004] pp. 2-4)。詳細な相違点については、佐久間 [2006] 参照。

第1図 内部統制の進化(概念図)



慮したものへと変貌を遂げている (第1図参照)。

3 比較制度分析の視点からの考察

以上までで、内部牽制からERMにおける内部統制までを歴史的事実に即して分析してきた。つづいて、内部統制の進化⁹⁾を比較制度分析のアプローチ(青木・奥野 [1996], Aoki [2001] pp. 231-244)を用いて考察する。比較制度分析のアプローチを採る理由は、進化プロセスにおけるダイナミズムの理解が可能となるからである(青木・奥野 [1996], Aoki [2001])。さらに、このような考察を可能にするのは、「会計は進化的であり相関的である」(Littleton [1933] p. 362)という性質を有しているからである。すなわち、会計には現実的相関性¹⁰⁾と歴史的相関性という2つの性質が内包されている(Littleton [1933] pp. 361-362)。特に、歴史的相関性によって、時代の必要に応じて発生

9) 伊藤 [1996] では、Batesonの共進化プロセスを会計原則と会社法との関係に当てはめて進化の過程を説明している(413ページ)。

10) 現実的相関性とは、当面の問題を解決することに貢献する会計の能力のことをいう(Littleton [1933] p. 361)。

し、その環境に適応して進化している (Littleton [1933] p. 362)。この歴史的相関性は、比較制度分析でいう歴史的経路依存性と関係のある概念といえる。なぜなら、会計は、歴史的相関性によって過去における会計の発展とその歴史的環境との関係に関わるものである (Littleton [1933] p. 362)。そのため、ひとたび分岐が生じれば、再び同一の環境に直面しても経過した軌道に左右される形で必然的に異なる形態をとるといえる (Aoki [2001] p. 16) であろう。したがって、本節における比較制度分析のアプローチを用いた考察によって、会計の一形態でもある内部統制の進化について、その発端および過程をも明らかにしうるものと考ええる。

第1図は、II.2. までに考察した内部牽制からERMのフレームワークまでのおおまかな進化の流れを図示している。すなわち、内部牽制を起点として、時代ごとに必要とされた機能を加え続け、AICPA [2004] で提示された内部統制のフレームワークにいたっている。このような進化の過程において、重要となるのは、以下で示すように外部環境と企業組織との関係であるといえる。

次に、進化の生じる要因およびプロセスについて考察する。Aoki [2001] によると、進化プロセスは、以下に記述するように発生し、収束する。すなわち、現存の状態が経済主体の期待にそぐわない場合、経済主体は、その状態を大幅に改訂しようとする。そのような行動に経済主体が移る条件は、ドラスティックな環境変化とダイナミックな結果の累積的インパクトの結合した場合である。そして、この進化プロセスは、不断に改訂されるモデルが外部と内部で整合的になり、予想システムが共有されるとき、一旦収束する。

この一般化された進化プロセスを、第1図で示した内部統制の進化プロセスにあてはめると次のようになる。つまり、企業内のシステムである内部統制は、企業外部の環境変化や政府等のコーディネーターによる影響などという外的な環境要因と、内部統制自体が孕んだ問題の顕在化という内的な累積インパクトをトリガーとして、内部と外部のギャップがある一定レベルに収束するまで進化し続ける。これらの要因によって、システムが不可逆的な変化をもたらす

(青木・奥野 [1996] 299-300ページ, Aoki [2001])。そして、この一連の進化プロセスは、歴史上何度も繰り返されている。つまり、内部統制は、このような進化のダイナミズムの発生および進化プロセスを経て、それぞれの環境に適応し、時代の必要に応じる形で進化し続けていると考えられる。このような内部統制の機能拡張をつうじて、企業組織と外部環境との距離についても狭まってきている（第1図の左側と右側にある矢印の差を参照）。

ところで、いままで検討してきた内容から、マネジメントコントロールとしての内部統制の進化までとコーポレートガバナンスとしての内部統制の進化では、主要な進化の要因が異なっている点が指摘できる。すなわち、マネジメントコントロールとしての内部統制における進化は、企業が組織を変化、あるいは拡張するにつれて、経営者が絶えず会計システムを再構築する（Sunder [1997] p. 53）ことが主要な要因であると考えられる（第1図の左側）。一方、コーポレートガバナンスとしての内部統制における進化は、企業自らの原因というよりも、社会的批判等を背景にした法令や職業専門団体による要因が強く影響しているであろう。このような社会批判等が生じる原因は、外部環境に働きかける内部統制の一部の機能が、外部環境に対して効果を発揮できなかったことによると考えられる（第1図の右側）。すなわち、本来企業固有のマネジメントコントロールシステムに対し、利害関係者を中心として、高度な期待を形成してしまう状態が生じるためである¹¹⁾。このように、マネジメントコントロールとしての内部統制とコーポレートガバナンスとしての内部統制には大きな違いがあるといえる¹²⁾。

このマネジメントコントロールとしての内部統制とコーポレートガバナンスとしての内部統制の転換点は、海外不正支払防止法の施行にあると考える。企業内で自生的に進化し続けてきた内部統制に対して、外部環境（コーディネー

11) ここでのギャップは、期待ギャップも含めたより一般的な意見の相違とする。

12) 進化の要因は異なるものの、内部統制における機能そのものが全く変わったというわけではない。

ター) から、強制的な介入によって、進化のプロセスが大きく変容したと解せるであろう。そして、この転換点と同時に、内部統制の役割期待についても変化が生じたと考えられる。

また、会計そのものの有する歴史的相関性あるいは内部統制機能の歴史的経路依存性から、コーポレートガバナンスとしての内部統制の限界を説明できる。すなわち、内部統制そのものが内包するマネジメントコントロール機能自体が、その経路依存的性質から、コーポレートガバナンスとしての内部統制にも引き継がれている。そのため、ガバナンス機能について期待ほど効果が生じにくいのではないかと考える。つまり、同じコントロールツールでありながら、ツールの使用者である経営者とガバナンスの対象者である経営者が一致してしまうという事態が生じる場合がありうる。

以上のことから、内部統制の進化の背景にある諸要因の違いによって、マネジメントコントロールとしての内部統制から、コーポレートガバナンスとしての内部統制へと進化していることが明らかになった。また、内部統制が内包している経路依存性の性質によって、内部統制が孕んでいる限界の原因についても指摘した。これらの性質を詳細に分析することによって、将来進むであろう内部統制の進化の方向性を導出することも可能になると思われる。

III コーポレートガバナンス構築に向けて～内部統制による根拠

前節までに検討したように、内部統制は時代に応じて機能を拡張してきている。この節では、内部統制とコーポレートガバナンスの関係について検討する¹³⁾。

13) 紙面の都合から本稿では割愛するが、内部統制とコーポレートガバナンスの関係を検討する上で、両者と外部監査とのそれぞれの関係についても考慮する必要がある。そもそも、内部統制と外部監査との関係は、監査を効率的に実施する試査の観点から従前より多くの議論がなされている (Lenhart and DeFiese [1957] pp. 59-60 他)。その他に両者の関係を示す先行研究としては、外部監査は、内部統制の機能をチェックするために要求されるもの (Abdel-Khalik [1993])、あるいは内部監査と外部監査は代替関係にある (Carey et al. [2000], Widener and Selto [1999]) という関係などが指摘されている。特に内部統制と外部監査の関係については、佐久間 [2006] 参照。

内部統制に対する関心度は、1900年から1990年代までをつうじて、当初はほとんど示されなかったが、70年代を境に急激に増加している (Root [1998] p. 55)。内部統制の需要者についても、企業の利害関係者¹⁴⁾を中心として (Kinney [2000]) 増加傾向にある¹⁵⁾と指摘されている (Power [1997], [2000], Hermanson [2000])。

このような内部統制に対する需要増加の要因のひとつとして、内部統制の有用性が考えられる。Hermanson [2000]によると、財務報告の利用者は、自らの意思決定に影響を与え、財務報告を改善するという点で有用であることを認めている。特に経営者からの内部統制への需要に関する研究として、Abdel-Khalik [1993]がある。Abdel-Khalik [1993]では、経営のトップレベル層ほど、コントロールの喪失度合いが上昇するため、内部統制に対して需要が高まるということを指摘している。

このように内部統制に対する関心や需要は多いことが示されている。このような先行研究が示す証拠とコーポレートガバナンスとはどのような関係があるのであろうか。次に、内部統制とコーポレートガバナンスとの関係について考察する。

内藤 [2003]は、内部統制の充実は、コーポレートガバナンスに直接関係していると指摘し、企業ガバナンスの観点から、経営者が内部統制を確保することが社会的責務であると主張している (203ページ)。また、町田 [2004]では、経営者不正を防ぎ、企業経営の健全性、効率性等に貢献するようなモニタリング構造として、企業内に設置されるものとして内部統制をとらえている (121

14) たとえば、経営者や監査委員会、外部取締役の他に、サプライヤー、消費者、労働者、投資家・債権者等が含まれる (Kinney [2000] pp. 84-85)。

15) 内部統制の需要が増加しているものの、内部統制自体は万能のツールではない。たとえば内部統制の限界については、経営者による内部統制の無視の問題、内部統制の故障、共謀、費用と効果の関係があげられる (AICPA, COSO [1992] ch. 7)。また、内部統制に限らず、人間が構築するシステムの一般的な限界として次のような指摘もある。すなわち、人間によって設定され、人間によって運用されるシステムは、すべて強い圧力や干渉がある場合には、機能しなくなってしまう (Mautz and Sharaf [1961] p. 141)。特に内部統制に限定すれば、内部統制を検討する人が知らない間に内部統制の手続が期待どおりに作用しなくなり、その有効性が乏しくなる (Mautz and Sharaf [1961] p. 145) という事態も生じるであろう。同様の指摘は、高田 [1979] 157-159ページでもなされている。

ページ)。

内藤 [2003] や町田 [2004] にみられる広い意味での内部統制とコーポレートガバナンスの関係の考察のほか、AICPA [1992], [1994] で提示された内部統制とコーポレートガバナンスの関係に言及している研究もある。たとえば、森 [2000] では、COSO の示す内部統制において、最高経営者の下部組織としての内部統制と上部構造であるコーポレートガバナンスを結合させるものとして、統制環境の存在、重要性を指摘している (91-103ページ)。

鳥羽 [2005] では、AICPA [1992], [1994] における内部統制が、経営者だけではなく、取締役会等をも含めた内部統制とコーポレートガバナンスに関する議論を可能にしたと指摘している。また、内部統制とコーポレートガバナンスは密接な関係であると主張している。この根拠として、企業不祥事が、経営者だけの問題としてとらえるのではなく、取締役会等の機能状況を含めたコーポレートガバナンスの脆弱性や内部統制の機能不全の問題としてとらえる必要が生じているためであるとしている。そして、「コーポレートガバナンスがどの程度強固に確立されているかは、内部統制がどの程度有効に構築されているかを測るうえでの物差し」(鳥羽 [2005] 12ページ) という両者の関係を指摘している。

これらの先行研究から、内部統制とコーポレートガバナンスは、理論的に関係があるということが導き出せる。AICPA [1992], [1994] で提示された内部統制についても、統制環境をつうじて、経営者や取締役会を含めたコーポレートガバナンスの構築にも関係しているといえる。このように、内部統制に、統制環境というマーケット志向の概念を取り入れた結果、従来のマネジメントシステムとしての枠を超えた内部統制の拡張が可能となると考えることができる¹⁶⁾。

しかし、内部統制とコーポレートガバナンスの関係については、ほとんど研

16) 内部統制の状況を市場に対して報告することによって、市場をつうじた内部統制の改善を促すことができるという指摘もある (町田 [2004] 122ページ)。

究がなされていない (Maijoor [2000] p. 108) という批判も一方では存在する。特に、SOX 法により、内部統制報告の義務づけがなされた状況で、内部統制とコーポレートガバナンスとの関係についての詳細な実証研究が新たに必要になると思われる。同時に、内部統制という企業それぞれの独自のシステムに関して、規制を加えることは、従来のマネジメントシステムとしての機能を阻害するおそれも考えられる。すなわち、規制による同型化を進めた結果、個々の企業において、マネジメントシステムとしての機能不全、企業内における分離が生じ、新たなコストを企業に強いることになるおそれも十分考えられる。

加えて、財務報告との関連で、内部統制とコーポレートガバナンスの関係についても、必ずしも検証されているわけではない (Maijoor [2000] p. 102) という批判にも耳を傾ける必要がある。今後、内部統制の状況に関する開示が行われることになり、内部統制とコーポレートガバナンスの関係が、より一層、明らかになるといえる。

IV お わ り に

以上までの考察から、内部牽制に始まり、AICPA [2004] にいたるまでの内部統制の進化のプロセスおよび要因ならびにコーポレートガバナンスとの関連について検討を行うという本稿の目的はおおむね達成されたものと思われる。

内部統制は、内部牽制機能を原始的形態とし、その後、内部統制はマネジメント機能を包含し、経営者にとってのマネジメントコントロール手段のひとつへと発展していった。そのため、ここでの内部統制は、経営者がマネジメントシステムとして運用・維持するシステムとして機能しており、経営者のコントロールに関しては内部統制の埒外であった。しかし、相次ぐ企業不正を防止する手段として、内部会計統制に関する部分を法定化するとともに、AICPA [1992], [1994] では、従来の伝統的な内部統制を進化させ、内部統制の一部に経営者や経営者を監督する取締役会を含めるフレームワークを提示した。この概念は、デファクトスタンダードとして世界中に広がり、SOX 法におい

でもモデルとして取り上げられている。さらに、AICPA [2004] では、戦略への支援をも含めた内部統制のフレームワークが提示されている。本稿では、比較制度分析の手法を用いて、内部統制の進化の原因およびプロセスを考察し、この結果、外部環境と企業内部におけるギャップを解消する形で進化が始まり、そのギャップの収束にいたって、一連の進化プロセスが終了すること明らかにした。

しかし、このように進化し続けている内部統制にも限界は残されている。たとえば、AICPA [1992] でも指摘しているように、経営者による不正等についてはすべて排除できるものではない。この原因としては、内部統制に内在する歴史的経路依存性あるいは歴史的相関性が大きく関わっている点を考察した。

SOX 法における健全なコーポレートガバナンス構築のための諸政策のひとつである内部統制に関する一連の法定化は、理論的には好ましい改革であったといえる。しかし、過去の経験が示すように、海外不正支払防止法の施行によっても、企業不正は一向にならなかつた。この事実からも、SOX 法による改革はどの程度の効果があるか疑問の余地は大きい。また、先行研究におけるコーポレートガバナンスと内部統制との関係を検証する実証研究は多岐にわたるものの、両者の関係性を決定づけるまでにはいたっていないのではないかと考える。同様に、改革後の両者の関係を分析する実証研究についても、研究の蓄積が望まれるところである¹⁷⁾。マーケットの評価する内部統制あるいはコーポレートガバナンスの構築については、今後の課題として、稿を改めて別途検討したい。

17) 本稿では直接の検討対象とはしなかつたが、このような内部統制の限界を補完するものとして外部監査が存在する。また、内部統制の限界を補完し、内部統制および外部監査の機能を高めるとともに、両者の関係をより強固にするものとして、「マーケット」の存在が重要となる。このような、マーケットをベースとしたガバナンスをより効果的にすることを目指した改革が、SOX 法であった。詳細については、佐久間 [2006] 参照。

参考文献

- Abdel-Khalik, A. R. [1993] "Why Do Private Companies Demand Auditing? A Case for Organizational Loss of Control," *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 8, No. 1, pp. 31-52, Winter.
- American Accounting Association, Committee on Basic Auditing Concepts [1973] *A Statement of Basic Auditing Concepts*, American Accounting Association.
- American Institute of Accountants, Committee on Auditing Procedure [1949] *Internal Control—Elements of a Coordinated System and its Importance to Management and the Independent Public Accountant*, American Institute of Accountants.
- American Institute of Certified Public Accountants, the Commission on Auditors' Responsibilities [1978] *Report, Conclusions, and Recommendations*, American Institute of Certified Public Accountants.
- American Institute of Certified Public Accountants, National Commission on Fraudulent Financial Reporting [1987] *Report of the National Commission Fraudulent Reporting*, American Institute of Certified Public Accountants.
- American Institute of Certified Public Accountants, the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission [1992] *Internal Control-Integrated Framework*, American Institute of Certified Public Accountants.
- , ——— [1994] *Internal Control-Integrated Framework*, American Institute of Certified Public Accountants.
- , ——— [2004] *Enterprise Risk Management-Integrated Framework*, American Institute of Certified Public Accountants.
- Anthony, R. N. and V. Govindarajan [2001] *Management Control Systems*, 10th ed., McGraw-Hill.
- Aoki, M. [2001] *Towards a Comparative Institutional Analysis*, MIT Press.
- Carey, P., R. Simnett and G. Tanewski [2000] "Voluntary Demand for Internal and External Auditing by Family Businesses," *Auditing: A Journal of Practice and Theory*, Vol. 19, Supplement, pp. 37-51.
- Kinney, W. R. Jr. [2000] "Research Opportunities in Internal Control Quality and Quality Assurance," *Auditing: A Journal of Practice and Theory*, Vol. 19, Supplement, pp. 83-90.
- Lenhart, N. J. and P. L. Defiense [1957] *Montgomery's Auditing*, 8th ed., The Ronald Press Company.

- Littleton, A. C. [1933] *Accounting Evolution to 1900*, The American Institute Publishing.
- Maijor, S. [2000] "The Internal Control Explosion," *International Journal of Auditing*, Vol. 4, No. 1, pp. 101-109.
- Mautz, R. K. and H. A. Sharaf [1961] *The Philosophy of Auditing*, American Accounting Association.
- Power, M. [1997] *The Audit Society: Rituals of Verification*, Oxford University Press.
- [2000] "The Audit Society-Second Thoughts," *International Journal of Auditing*, Vol. 4, No. 1, pp. 111-119.
- Root, S. J. [1998] *Beyond COSO: Internal Control to Enhance Corporate Governance*, Wiley.
- Sunder, S. [1997] *Theory of Accounting and Control*, South-Western Publishing.
- Widener, S. K. and F. H. Selto [1999] "Management Control Systems and Boundaries of the Firm: Why do Firms Outsource Internal Auditing Activities," *Journal of Management Accounting Research*, Vol. 11, pp. 45-73.
- 青木昌彦・奥野正寛編 [1996] 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- 伊藤邦雄 [1996] 『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- 岩田 巖 [1954] 『會計士監査』森山書店。
- 日下部與市 [1975] 『新會計監査詳説〈全訂版〉』中央経済社。
- 佐久間義浩 [2005] 「財務諸表監査の制度と機能——Sarbanes-Oxley Act of 2002の成立とその帰結——」『経済論叢』第176巻第5・6号, 82-99ページ。
- [2006] 「内部統制の進化と外部監査機能の拡張～マーケット志向のコーポレートガバナンス構築を目指して～」『モノグラフ』No. 200601091。
- 高田正淳 [1979] 『最新監査論』中央経済社。
- 鳥羽至英 [2005] 『内部統制の理論と実務——執行・監督・監査の視点から——』国元書房。
- 内藤文雄 [2003] 『財務諸表監査の変革』税務経理協会。
- 八田進二 [2003] 「内部統制概念の変遷と国際的動向——米国とわが国の場合を中心に」『企業会計』第55巻第4号, 35-45ページ。
- 町田祥弘 [2004] 『会計プロフェッションと内部統制』税務経理協会。
- 森 實 [2000] 『内部統制の基本問題』白桃書房。
- 山浦久司 [2001] 『監査の新世紀——市場構造の変革と監査の役割——』税務経理協会。
- 脇田良一 [1996] 『財務諸表監査の制度と構造』中央経済社。